

第2次

浜松市環境基本計画

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市
～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～



平成27年3月

 浜松市

— 目 次 —

| | |
|----------------------------------|----|
| 環境の将来像 | 1 |
| 第1章 基本的事項 | |
| 1.1. 環境基本計画とは | 2 |
| 1.2. 策定の背景 | 2 |
| 1.3. 計画の位置づけ | 4 |
| 1.4. 計画の対象地域 | 5 |
| 1.5. 計画の期間 | 5 |
| 第2章 本市の現状と課題 | |
| 2.1. 第1次計画の評価による現状と課題 | 6 |
| 2.2. 新たな課題 | 10 |
| 第3章 環境の将来像を達成するための方針 | |
| 3.1. 基本方針 | 13 |
| 3.2. 総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針 | 14 |
| 第4章 施策の方向性 | |
| 4.1. 健全な生活環境が保全される都市 | 15 |
| 4.2. 資源を有効に活用する循環型都市 | 27 |
| 4.3. エネルギーを無駄なく賢く利用する都市 | 33 |
| 4.4. 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市 | 39 |
| 4.5. 環境活動を実践する人を育てる都市 | 46 |
| 4.6. 総合的・横断的な施策の方向性 | 53 |
| 第5章 環境配慮指針 | |
| 5.1. 環境配慮の基本的な考え方 | 59 |
| 5.2. 開発事業実施時における環境配慮 | 60 |
| 第6章 計画の推進及び進捗管理 | |
| 6.1. 計画の推進の基本的な考え方 | 71 |
| 6.2. 主体別行動指針 | 71 |
| 6.3. 計画の進捗管理の基本的な考え方 | 72 |
| 6.4. 計画の推進及び進捗管理の体制 | 72 |

— 添付資料 —

| | |
|-------------------|----|
| (付属資料) 用語解説 | 75 |
|-------------------|----|

※ 下線が付いている用語は付属資料の用語解説で解説しています。ただし、同じ用語が複数回記載されている場合には、各章の最初の用語にのみ、下線を付けています。

環境の将来像

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市

～住み心地よさ日本一、はままつの環境ブランド力の確立～

浜松市総合計画を踏まえ、2045年を見据えて、
『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』
を「環境の将来像」に掲げます。

全国第2位の広大な面積を有する本市は、都市的な機能が集積する市街地と、天竜川、浜名湖、遠州灘、南アルプスなど多様な自然を合わせ持つ国土縮図型の都市です。

また、温暖な気候に恵まれており、全国トップクラスの日照時間や市域の約7割を占める豊かな森林、そこに生息・生育する多様な動植物、豊富な水源や森林資源を活用して発達した産業や伝統文化が「浜松らしさ」を生み出しています。

本市において大気・水質などの生活の安全の確保、人や都市機能などの集約化、子供から高齢者まで利用しやすい公共交通機関の整備、緑豊かな自然の保全・再生、エネルギーの地産地消による自給率の向上により、「誰もが安心してらせる住み心地よさ」を高めることで、多くの人が住んでみたい、多くの企業が進出したい都市としての、「はままつ環境ブランド力」を確立し、豊かな自然・人々の暮らし・都市の成長が調和した、未来へ「ツナグ」環境共生都市を目指します。

「はままつ環境ブランド力」とは

本市が、多くの人や企業に選ばれる都市となるためには、
「安心してらせる住み心地よさ」が重要となります。

豊かな環境資源と環境に対する取り組みにより、住み心地よさによる「住民幸福度」を高め、行ってみたい、住んでみたいと感じる良質な都市のイメージを、「はままつ環境ブランド力」とします。

第 1 章 基本的事項

1.1. 環境基本計画とは

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）は、環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。

同法においては、地方公共団体の責務を「基本理念（環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、国際的協調による地球環境保全の積極的推進）にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

本市においても、平成 10 年に環境の保全と創造についての基本的な理念を明らかにすることを目的として浜松市環境基本条例（平成 10 年浜松市条例第 49 号。以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

環境基本条例では、第 3 条で基本理念として「環境の恵沢の持続的な享受」「自然と人の共生」「市、市民及び事業者の公平な役割分担」「国際的な協力・協調」を定めています。

環境基本計画は、環境基本条例第 9 条の規定に基づき「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めるものです。

1.2. 策定の背景

本市は、平成 17 年 7 月の市町村合併により、豊かな森林、天竜川・浜名湖などといった水辺環境、多様な動植物などの自然環境を有することになったことをうけ、平成 20 年 3 月に合併後初めて、環境の保全に向け具体的な方向性を示す「第 1 次浜松市環境基本計画」（以下「第 1 次計画」という。）を策定しました。

これまで第 1 次計画に基づき、「浜松市地球温暖化対策実行計画」（平成 24 年 3 月）、「浜松市環境教育推進プラン」（平成 24 年 3 月）、「生物多様性はままつ戦略」（平成 25 年 3 月）、「浜松市一般廃棄物処理基本計画」（平成 26 年 3 月）を策定するなど、環境に関して本市が目指すべき将来像「水と緑と光が響きあう環境共生都市」を実現するための具体的な施策を推進し、一定の成果を挙げてきました。

第 1 次計画策定後、国では平成 24 年 4 月に閣議決定した「第 4 次環境基本計画」において、環境行政の究極目標である持続可能な社会を構築する上で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、化学物質汚染などから人の健康・生活を守るという「安全」の確保を基盤とする社会であると見直しがされるとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）の改正及び完全施行、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）の制定や「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 25 年 5 月）の策定など、持続可能な社会の

実現を目指す我が国の政策は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するために、本市では「第2次浜松市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

図表 1.2-1 環境基本計画関連年表

| 年 | 月 | 国、県 | 浜松市 |
|-----|----|-----------------------------------|---|
| H6 | 12 | 「第1次環境基本計画」閣議決定 | |
| H10 | 9 | | 「浜松市環境基本条例」制定 |
| H11 | 3 | | 「浜松市環境基本計画」策定(旧浜松市) |
| H12 | 12 | 「第2次環境基本計画」閣議決定 | |
| H15 | 3 | | 「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」制定 「音・かおり・光に関する生活環境創造計画」策定 |
| | 7 | 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布 | |
| H16 | 3 | | 「浜松市音・かおり・光環境創造条例」制定 |
| H18 | 4 | 「第3次環境基本計画」閣議決定 | |
| H20 | 3 | | 「浜松市環境基本計画」(第1次計画)策定 |
| | 6 | 「生物多様性基本法」公布 | 「浜松市川や湖を守る条例」制定 |
| H21 | 2 | | 「浜松市バイオマスタウン構想」策定 |
| | 3 | | 「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」策定 |
| H22 | 10 | 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋) | |
| H23 | 3 | 「第3次静岡県環境基本計画」策定 | |
| | 6 | 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正(改称) | |
| H24 | 3 | | 「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」策定 「浜松市環境教育推進プラン」策定 |
| | 4 | 「第4次環境基本計画」閣議決定 | |
| | 7 | 固定価格買取制度(FIT)施行 | |
| | 10 | 環境教育等促進法 完全施行 | |
| H25 | 3 | | 「生物多様性はままつ戦略」策定 「浜松市エネルギービジョン」策定 |
| | 5 | 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 | |
| | 12 | | 「浜松市バイオマス活用推進計画」策定 |
| H26 | 1 | | 「浜松市バイオマス産業都市構想」策定 |
| | 3 | | 「浜松市一般廃棄物処理基本計画」策定 |

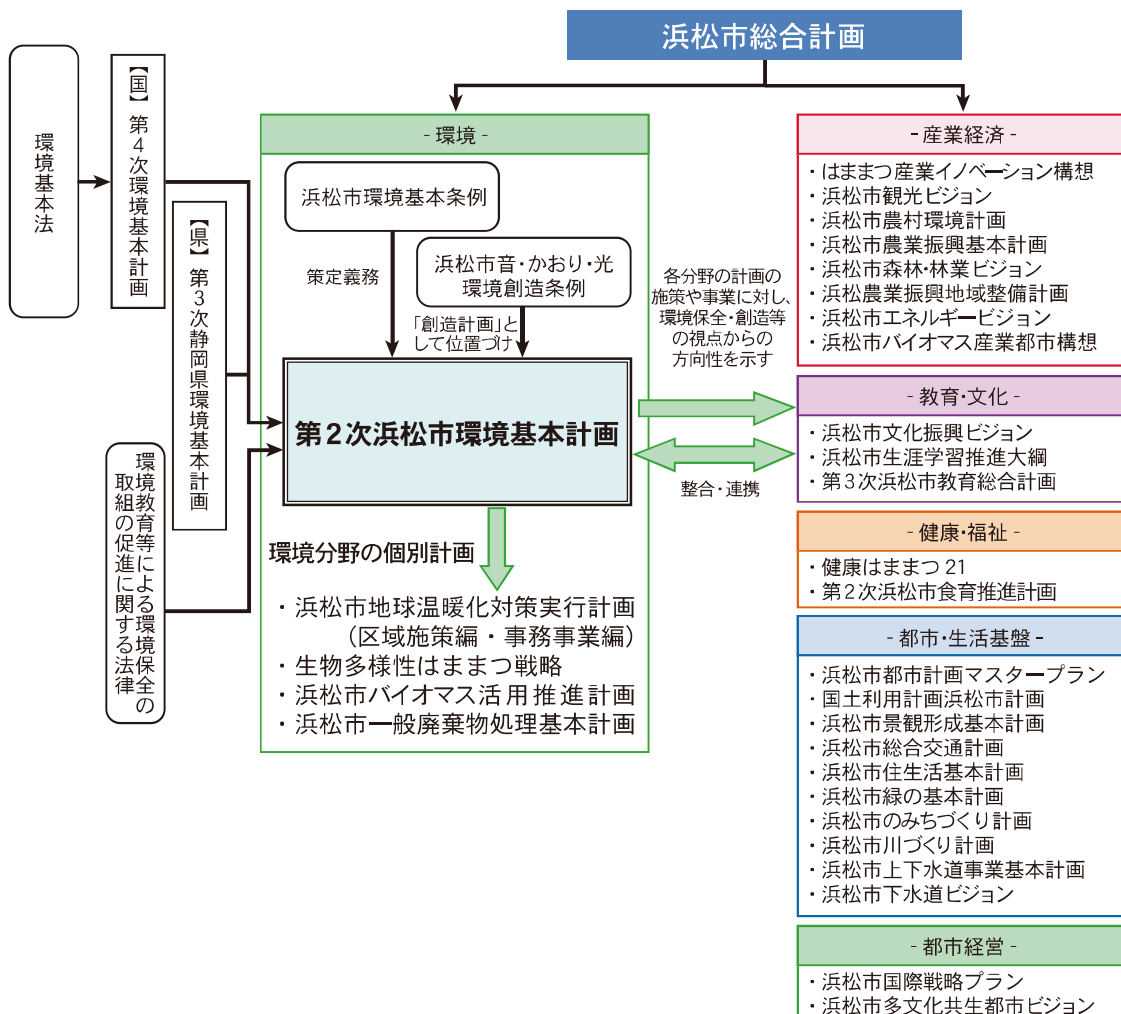
1.3. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づいて策定するもので、国や県の環境基本計画や、本市における行政の基本指針である「浜松市総合計画」などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

あわせて、環境教育等促進法第8条に基づき、本市における環境教育施策を、市民・NPO・事業者と協働して、総合的・体系的に推進していくための行動計画として位置づけます。

さらに、浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成16年浜松市条例第31号。以下「音・かおり・光条例」という。）第6条の規定に基づく音・かおり・光に関する生活環境創造計画として位置づけます。

図表 1.3-1 第2次環境基本計画の位置づけ



1.4. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

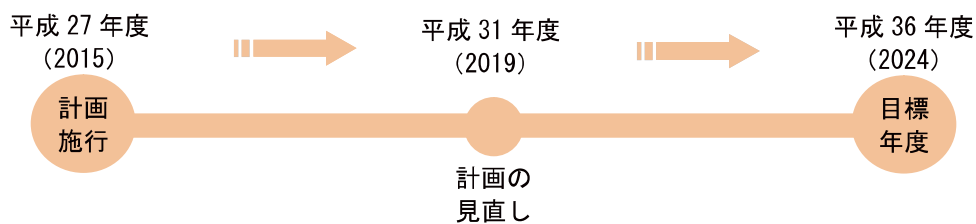
なお、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

1.5. 計画の期間

本計画の目標年度は、「浜松市総合計画」と整合を図り平成36年度とします。

ただし、中間年度の平成31年度に計画の見直しを行うとともに、社会経済情勢の変化や科学技術の向上を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 1.5-1 第2次環境基本計画の期間



第2章 本市の現状と課題

2.1. 第1次計画の評価による現状と課題

第1次計画の進捗状況や評価を、「浜松市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）へ毎年報告し、意見や提言をいただいております。本章では、これらの評価を踏まえるとともに、本計画の冒頭で掲げた環境の将来像を実現するため、第1次計画の基本方針で示した5分野で現状と課題を整理します。

2.1.1. 大気・水質・感覚公害

2.1.1.1. 大気

本市の大気環境は、光化学オキシダントなど一部の項目を除き、概ね環境基準を達成しています。しかし、近年、主に西日本で環境基準を超える微小粒子状物質（PM2.5）が観測されており、本市においても平成23年度から監視体制を整備し測定を行っています。

大気汚染については、事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知する必要があります。

2.1.1.2. 水質

本市の公共用水域の水質は、環境基準点15地点のうち、BOD、CODについては13地点で環境基準を達成しています。一方で、佐鳴湖など閉鎖性の高い水域では、環境基準を達成していないため、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策、肥料の適正使用や流出防止といった面減負荷対策などの水質浄化対策のほか、動植物の保全・周辺環境の整備を含めた総合的な対策を進める必要があります。

また、芳川においては流域の染色工場などからの排水による色汚染問題が発生しており、市民から改善の要望が多く寄せられているため、着色度測定により監視を行うとともに、地元代表者・学識者・行政など多様な関係者が協働して、効果的で経済的合理性のある脱色方法の検討を進めることが必要です。

2.1.1.3. 感覚公害

自動車騒音や環境騒音苦情、廃棄物の焼却に関する苦情や飲食店に対する悪臭の苦情など、生活に密着した感覚公害についての苦情が増加しているため、音・かおり・光条例の周知啓発などを通じて、事業者や市民一人ひとりの感覚公害に対する認知度を高め、市民や事業者による自主的な感覚公害の防止の取り組みを促し、市民が求める快適な生活環境の創造を図ることが必要です。

2.1.2. 廃棄物対策

2.1.2.1. ごみ排出量の減量と資源化

本市のごみ排出量は平成 22 年度から増加の傾向でしたが、平成 25 年度はごみ分別ルールの制度統一を実施したことなどにより、過去 5 年間で最も少ない排出量となっています。

今後も、家庭や事業者に 3R の取り組みを促す施策を実施し、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政の協働による住みよいまちを構築していくことが必要です。

2.1.2.2. ごみ処理施設の整備・再編

もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理する施設として、3ヶ所¹で運用していますが、平成 27 年 3 月に天竜ごみ処理工場を稼働停止する計画としています。

その後、新清掃工場を整備・稼働させ南部清掃工場の稼働停止を予定しています。

また、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化する「ごみ・資源物処理施設」は、その多くが稼働から長い年月が経過しています。特に施設規模の大きい平和破碎処理センターは改修から 13 年が経過し、老朽化が進んでいます。

これらのことから、安定的かつ効率的なごみ・資源物処理施設の整備が必要です。

2.1.2.3. 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の減量化については、多量排出事業者による発生抑制などの取り組みはかなり浸透してきていますが、引き続き再生利用などの対策を推進する必要があります。

また、不法投棄については、パトロールの実施や監視カメラの設置により、発見数量は減少傾向にあります。より多くの関係団体と不法投棄防止協定を締結することによって、監視体制を強化し撲滅を図っていく必要があります。

2.1.2.4. バイオマスの活用

地域でのエネルギー確保及び自給率の向上のために、未利用資源であるバイオマスなどを活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築が注目されています。

また、原材料として利用するマテリアル利用を軸とするものの、賦存量に対して活用が進んでいない「間伐材」と「生ごみ」などのバイオマス資源については、発電などによるエネルギー利用を進め、本市域のエネルギー自給率向上に資する新たな仕組みづくりも必要です。

¹ 焼却・溶融施設の 3ヶ所は、南部清掃工場（焼却）、西部清掃工場・天竜ごみ処理場（焼却・溶融）のこと。

2.1.3. 地球温暖化対策

民生業務・家庭部門の温室効果ガス排出量は、1990年度比で約6割増加しているため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を施策の両輪として、ハードとソフトの両面から対策を講じていくことが必要です。

また、自家用車へ過度に依存せず、拠点間を公共交通で連携することにより、拠点ネットワーク型都市構造を構築し、都市の低炭素化を促進することが求められます。

さらに、CO₂吸収源として、大きな役割を有している森林を適切に管理するために、林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業などの社会貢献と森林保全の連携などが必要です。

2.1.4. 生物多様性の保全

2.1.4.1. 動植物の保全と外来生物対策

本市は豊かで多様な自然環境を有し、約9,700種もの動植物が生息・生育しており、絶滅危惧種などの貴重種も約660種確認されています。一方で、外来生物による農林水産業や市民生活への被害、生態系への影響が懸念されます。豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくために、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全をはじめ、貴重種の保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、環境の保全及び創造を図るため、環境と調和のとれた土地利用を図るとともに、市民・NPO・事業者・専門家などの各主体が生物多様性の重要性を共通認識し、地域の自然環境を支えていくための人材を育成する必要があります。

2.1.4.2. 森林・農地・緑地の保全

本市の森林は、林業をとおした経済活動の場であるとともに、生態系の保全、水資源の確保、災害防止、景観などの多面的な機能を有し、教育にも活用されている大切な資源です。しかしながら、木材価格の下落、林業就業者の減少や高齢化による林業の低迷などにより、適切な森林経営・管理がされず、森林の公益的機能が十分に発揮できていない森林があるため、「持続可能な森林経営・管理」による森林の公益的機能の維持増進とともに、森林環境教育の充実によって市民一人ひとりの森林への理解を深めていくことが重要です。

また、個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するためにも、多様な生物の生息・生育・移動域となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成することが必要です。

2.1.5. 環境教育の推進

多様な地域特性・自然特性を有する本市の特徴を活かし、みどり・水・廃棄物・大気・エネルギー・食をテーマとする環境教育を、学校や地域・体験型観光などの様々な場面で展開していますが、環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、「体験学習に重点を置く取り組み」から「幅広い実践的人材づくりと活用」への発展が求められます。

また、学校や地域、市民・NPO・事業者などの様々な主体が環境教育に関する情報の共有や交流する場として「浜松市環境教育推進ネットワーク」（はままつEスイッチ）を設立しましたが、各主体の協働による取り組みの一層の推進が必要となります。

今後は、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から、活動の主体や場、人権や消費生活、健康福祉、防災、農林水産、多文化共生、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、持続可能な社会の実現を目指した環境活動を市域全体に広げていくことが求められます。

2.2. 新たな課題

第1次計画策定後、人口減少・超高齢社会・経済情勢の変化など本市を取り巻く状況が変化してきました。

人口は平成22年から減少に転じ、30年後の平成57年の高齢化率は約38%と見込まれ超高齢社会が現実となっており、くらしやすい都市の整備が求められています。

また、経済情勢はリーマンショックや東日本大震災の影響を受け、市内の製造品出荷額は約1兆円減少しました。

一方で、市民生活においては、エコライフという言葉が浸透してきているため、夏の節電対策などの身近な取り組みは広がっていますが、年間を通しての環境に配慮したライフスタイルの定着が必要になっています。

このような状況の変化を踏まえ、冒頭で掲げた環境の将来像を実現するために、今、何が求められているのかを考慮し、従来の環境問題だけでなく、総合的・横断的な視点として「環境に配慮したくらしの定着」、「安全・安心にくらせる都市の整備」、「環境・エネルギー産業による地域経済の振興」に着目し、新たな課題を整理します。

2.2.1. 環境に配慮したくらしの定着

人々の生活に潤いと安らぎを与え、快適な生活環境を提供し、多様な地域文化や産業発展の礎となってきた豊かな自然環境を本市の環境資産と捉え、その資産価値を損なうことなく将来世代に引き継ぎ、持続的に活用できるようにしていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に多くの市民が環境に対して高い関心を持ち、資源・エネルギーを必要以上に消費するライフスタイルから、環境に配慮したライフスタイルへと転換する必要性を認識していますが、年間を通じた恒常的な実践行動までには至っていません。

市民一人ひとりが自らの行動が社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な社会の実現に向けて自発的・積極的に行動を変革し、日常生活において環境負荷の少ないライフスタイルを定着させることが求められます。

2.2.2. 安全・安心にくらせる都市の整備

都市機能の重要な役割を持つ、行政機関、医療施設、福祉・子育て支援施設、商業施設などが拡散しており、都市のスプロール化が進んでいます。そのため、都市機能が分散され効率的ではないといった問題があります。

安全・安心なくらしの基盤として公共交通機関のネットワークの構築や老朽化した都市インフラの効率的な再整備、気候変動の影響を軽減する取り組みなどが求められています。

あわせて、安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、創り出したエネルギーを無駄なく効率よく利用する都市を目指してい

く必要があります。

2.2.3. 環境・エネルギー産業による地域経済の振興

本市は、森林ビジネスへの高い潜在能力を持っていますが、林業就業者の高齢化や搬出コストの採算性の低さなどにより、利用されない間伐材が林地内に放置されているため、効率的な搬出方法を検討するとともに、新たな活用方法が求められています。

また、産業資源として大きな可能性を持つ、都市鉱山から資源をリサイクルし、限りある資源を有効活用することが必要です。

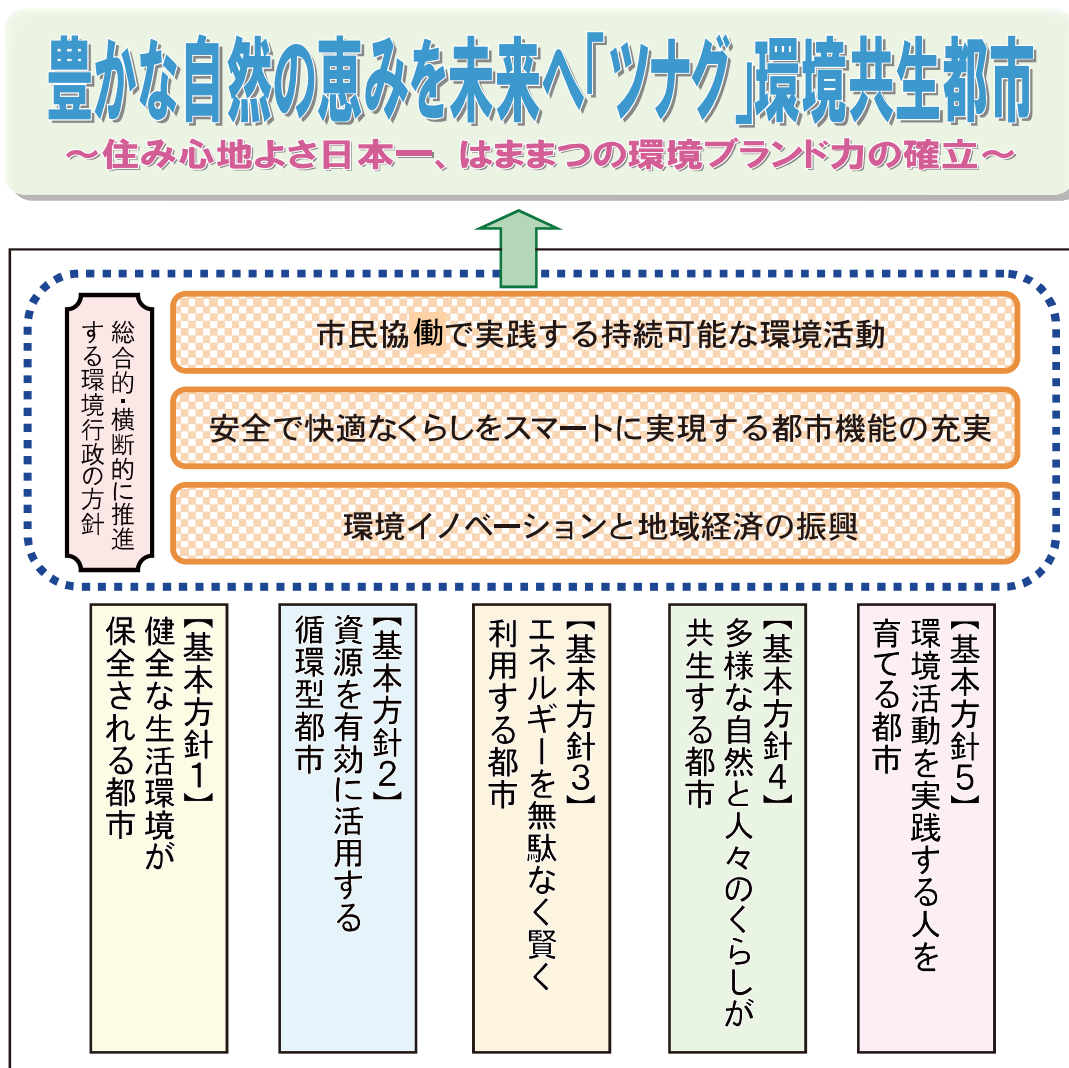
加えて、環境資産を活用した新たな観光事業や、本市の特徴であるものづくり産業の高度化と再生可能エネルギーや省エネルギーなどに関する環境・エネルギー産業の創造を図り、地域経済を活性化させることが必要です。

第3章 環境の将来像を達成するための方針

本章では、第2章で整理した本市の現状と課題を踏まえ、30年後における環境の将来像を達成するため、健全な生活環境を前提として、家庭・事業所から排出されるごみの減量と資源化、地球温暖化対策、豊かな自然環境や生物多様性の保全、環境教育の推進を目指し、「5つの基本方針」（健全な生活環境、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会、環境教育）を示します。

その上で、人口減少・超高齢社会や経済状況など環境施策を取り巻く新たな課題を踏まえ、5つの基本方針を基に「市民協働」、「都市機能の充実」、「地域経済の振興」という3つの視点で整理し「総合的・横断的に推進する環境行政の方針」を示します。

図表 3-1 環境の将来像を達成するための方針



3.1. 基本方針

3.1.1. 健全な生活環境が保全される都市

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、悪臭、振動などの公害の防止と、生活に潤いや安らぎを与えてくれる浜松市音・かおり・光資源などの保全を通して、健全で快適な生活環境の創造に取り組みます。

3.1.2. 資源を有効に活用する循環型都市

分別の徹底による、ごみの減量と資源化やエネルギーとしての有効活用に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことで、化石燃料の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減します。

3.1.3. エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着と、全国トップクラスの日照時間などの自然特性を活かした太陽光や風力、バイオマス、小水力などの再生可能エネルギーの活用を図るとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、エネルギーを無駄なく賢く利用する低炭素都市を目指します。

3.1.4. 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

広大な市域に存在する豊かな自然環境やそこに生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘沿岸や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、共生する都市を目指します。

3.1.5. 環境活動を実践する人を育てる都市

地域の様々な環境資源を活用した実体験の活動を充実させ、すべての年代の人が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくとともに、防災や健康福祉、国際協力、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、総合的に推進することで、生涯にわたる環境教育を目指します。

3.2. 総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針

3.2.1. 市民協働で実践する持続可能な環境活動

市民の日常生活では、環境に配慮したライフスタイルが定着し、地域においては、市民・NPO・事業者など多様な主体やあらゆる世代の行動・参画・協働により、ごみの減量や資源化、省エネルギー、自然環境の保全などの環境活動が活発に行われ、都市の発展と環境の保全及び創造が両立する持続可能な都市を目指します。

3.2.2. 安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実¹

本格的な人口減少・超高齢社会の到来を見据え、拠点ネットワーク型都市構造の構築を図る必要があります。

その中で、市域全体で環境負荷を低減するために、居住・都市機能を集約し、徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成、地域特性に応じてエネルギー需給を総合的にマネジメントするスマートシティ化を推進していきます。

これらの政策を通じて、子供から高齢者まで誰もが安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市を目指します。

3.2.3. 環境イノベーション²と地域経済の振興

地域経済を取り巻く社会的、経済的な環境は大きく変化しており、地域経済の新たな柱を創出し複合的産業構造への転換を図るために、ものづくりのまちとして製造業が集積している本市の特性を活かしながら、広大な森林や浜名湖などの本市の環境資産に、産業を結びつけることで付加価値を生み出し、環境と地域経済の好循環へとつなげていきます。

また、輸送によるエネルギー消費は膨大なため、地産地消を促進することにより物流方法の見直しをすることで、輸送時にかかる CO₂ の削減を図るとともに、地場産の林産物、農畜産物、水産物の消費を促進し地域経済の振興を目指します。

¹ 「スマートに実現する都市機能の充実」とは、居住誘導や都市機能誘導エリアを設定し、交通ネットワーク・エネルギー需給を効率的に実施すること。

² 「環境イノベーション」とは、これまでのモノ、仕組みなどに対して、まったく新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、環境と経済の持続的な好循環を生み出していくこと。